

化学物質の環境リスク初期評価（第 15 次とりまとめ）の結果について

環境省総合環境政策局環境保健部
環境安全課環境リスク評価室

○環境リスク初期評価（第 15 次とりまとめ）の結果の概要

(1) 対象物質

第 15 次とりまとめ（平成 28 年 12 月 22 日公表）においては、健康リスクと生態リスクの双方を対象とした環境リスク初期評価について 14 物質、追加的に実施した生態リスク初期評価について 1 物質、それぞれ取りまとめた。

(2) 結果

①環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象）

対象とした 14 物質の環境リスク初期評価の結果を、今後の対応の観点から整理をすると、以下のとおりとなる。今回の第 15 次とりまとめにより、これまでに 252 物質の環境リスク初期評価が取りまとめられたことになる。

		健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補		【1 物質】 ・1,2,3-トリメチルベンゼン（室内 空気の吸入曝露）	【1 物質】 ・アンチモン及びその化合物
B. 関連情報の収集が必要	B1 リスクは A より低いと考えられるが、引き続き、関連情報の収集が必要	【5 物質】 ・アンチモン及びその化合物（経口曝露、一般環境大気の吸入曝露*） ・グルタルアルデヒド（一般環境大気の吸入曝露） ・四塩化炭素（一般環境大気の吸入曝露） ・ <i>o</i> -ジクロロベンゼン（一般環境大気の吸入曝露*） ・ <i>N,N</i> -ジメチルアセトアミド（経口曝露、一般環境大気の吸入曝露*）	【4 物質】 ・四塩化炭素 ・ <i>o</i> -ジクロロベンゼン ・タリウム及びその化合物 ・メチル=ドデカノアート
	B2 リスクの判定はできないが、総合的に考えて、関連情報の収集が必要	【3 物質】 ・四塩化炭素（室内空気の吸入曝露） ・タリウム及びその化合物（経口曝露） ・テルル及びその化合物（経口曝露）	【1 物質】 ・テルル及びその化合物
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い		【6 物質】 ・3,5-キシレノール** ・2-クロロニトロベンゼン ・4,4'-ジアミノジフェニルエー	【8 物質】 ・3,5-キシレノール** ・グルタルアルデヒド** ・2-クロロニトロベンゼン

	テル ・2-(ジ- <i>n</i> -ブチルアミノ)エタノール ・メチル=ドデカノアート ・2-メチルプロパン-2-オール	・4,4'-ジアミノジフェニルエーテル ・2-(ジ- <i>n</i> -ブチルアミノ)エタノール ・ <i>N,N</i> -ジメチルアセトアミド** ・1,2,3-トリメチルベンゼン ・2-メチルプロパン-2-オール**
--	---	--

*ガイドラインに従い算出されたMOEやPEC/PNEC比では「現時点では更なる作業の必要性は低い」となるが、諸データ及び専門的な見地から総合的に判断して、引き続き、関連情報の収集が必要と考えられた物質。

**MOEやPEC/PNEC比が設定できず「リスクの判定はできない」となったが、諸データ及び専門的な見地から総合的に判断して、現時点では更なる作業の必要性は低いと考えられた物質。

②追加的に実施した生態リスク初期評価

対象とした1物質の生態リスク初期評価結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりとなる。

今回の第15次とりまとめにより、環境リスク初期評価の252物質に加え、これまでに95物質の生態リスク初期評価が取りまとめられたことになる。

A. 詳細な評価を行う候補		【0物質】
B. 関連情報の収集が必要	B1 リスクはAより低いと考えられるが、引き続き、関連情報の収集が必要	【0物質】
	B2 リスクの判定はできないが、総合的に考えて、関連情報の収集が必要	【0物質】
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い		【1物質】 ・ビス(4-アミノシクロヘキシル)メタン

(3) 関係部局等との連携

- 「詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、規制当局である関係部局、自治体等へ評価結果の情報提供を行い、緊密な連携を図ることにより、各主体における取組（例：詳細なリスク評価の実施、環境調査の実施、より詳細な毒性情報の収集等）への活用を求めている。

※今回の対象物質：1,2,3-トリメチルベンゼン（室内空気の吸入曝露の健康リスク）、アンチモン及びその化合物（生態リスク）

- また、「関連情報の収集が必要」とされた化学物質については、個々の評価の内容を踏まえて関係部局との連携等を確保し、環境中の存在状況や有害性に係る知見等の充実を図っている。

- なお、今回の結果から直ちに環境リスクの抑制が必要であると判断されるわけではない。